（教示）
1　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
2　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

以　上

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第19号

蓮田都市計画事業菖蒲北部土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による換地処分の通知について、送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成24年２月３日

蓮田都市計画事業菖蒲北部土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
本部長　川村　祐一

記

1　氏名及び住所
氏名　頼母子講担当者　河野　実藏
住所　南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲204番地
2　通知の内容
文書番号　（整理番号1021）し開063―219
平成23年12月７日
従前の土地
所在　久喜市菖蒲町菖蒲字寺田5101
地目　宅地
登記簿地積　218.00㎡
基準地積　242.07㎡
所有権以外の権利又は処分の制限
種別　１番抵当権
部分・符号　全部
権利価額　10,633,920円
所在　久喜市菖蒲町菖蒲字寺田5103―１
地目　宅地
登記簿地積　432.15㎡
基準地積　479.87㎡
所有権以外の権利又は処分の制限
種別　１番抵当権
部分・符号　全部
権利価額　21,080,312円
所在　久喜市菖蒲町菖蒲字寺田5104―１
地目　宅地
登記簿地積　320.00㎡
基準地積　355.33㎡
所有権以外の権利又は処分の制限
種別　１番抵当権
部分・符号　全部
権利価額　15,609,352円
換地処分後の土地
街区番号　12
所在　久喜市菖蒲町菖蒲字寺田6009―３
地目　宅地
地積　1045.88㎡
所有権以外の権利又は処分の制限
部分・符号　全部
権利価額　47,323,584円
清算金精算額　０円
記事　新井　英之
（教示）
1　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
2　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

以　上

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第13号

権利変換計画変更公告

門真市本町地区防災街区整備事業に係る密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則第90条第四号による権利変換計画の軽微な変更を行いましたので、同法第219条第１項の規定に基づき、下記のとおり公告します。

平成24年２月３日

門真市本町地区防災街区整備事業個人施行者
独立行政法人都市再生機構西日本支社
理事・支社長　糟谷　明人

記

1　防災街区整備事業の名称
門真市本町地区防災街区整備事業
2　施行者の氏名又は名称
独立行政法人都市再生機構
3　事務所の所在地
大阪市城東区森之宮一丁目６番85号
4　権利変換計画に係る施行地区又は工区に含まれる地域の名称
大阪府門真市本町の一部
5　権利変換計画の認可を受けた年月日
平成22年９月３日
6　権利変換計画の軽微な変更をした年月日
平成24年２月３日

以　上

高速道路「京都縦貫自動車道」工事一部完了公告

本会社において実施した高速道路「京都縦貫自動車道」の新設工事が下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成24年２月３日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　西村　英俊

記

路　線　名	工　事　の　区　間	工事の種類	工事一部完了の日
一般国道478号（京都縦貫自動車道）	京都府京都市西京区大枝沓掛町～京都府京都市西京区大枝沓掛町まで	新設工事	平成24年２月５日

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　福島県弁護士会
2　処分を受けた弁護士
氏　　名　橋本　公裕
登録番号　20731
事 務 所　福島県いわき市平字旧城跡21―６
レジデンス百沢101
橋本法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
平成24年１月２日

平成24年１月16日　　日本弁護士連合会